

高森高原風力発電所
雪上車
購入仕様書

岩手県企業局

令和8年度 ～ 令和9年度

概要

この仕様書は、高森高原風力発電所雪上車購入に適用するものであり、納入する車両は、下記に定める性能、主要諸元、各部構造その他を満足するほか、耐久性、信頼性ともに良好な操縦性能を有するものとする。

納入車両は、平成 17 年法律第 51 号「特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律」に基づく「少数特例表示」が付されたものでなければならない。

ここに明記されていない事項については、岩手県企業局（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1 品名及び数量

雪上車(人員等輸送用キャビン、前部作業機付) 一式

2 納入場所

高森高原風力発電所雪上車車庫（岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子 314 番地 2）

3 納入期限

令和 9 年 1 0 月 1 5 日(金)まで

4 性能

- (1) 走行速度 25km/h 以上の速度で連続走行が可能なこと。
- (2) 回転半径 超信地旋回が可能であること。

5 主要諸元

(1) 車体

- ア 車両全長(前部作業機含む) 6,500mm 以下
- イ 履帯幅 3,500mm 以下
履帯はオールシーズン用とする。
- ウ 車両全高 2,950mm 以下(人員等輸送用キャビン含む)
- エ 最低地上高 300mm 以上
- オ 最大積載荷重 1,500kg 以上
- カ 荷台寸法
(人員等輸送用キャビン) 凹凸の無い荷台であって、おおよそ長さ 1,600mm
幅 1,900mm 以上(3.04m²以上)の面積を有すること。

(2) エンジン

- ア 定格出力 170kW(231ps)以上
- イ 最大トルク 900Nm 以上

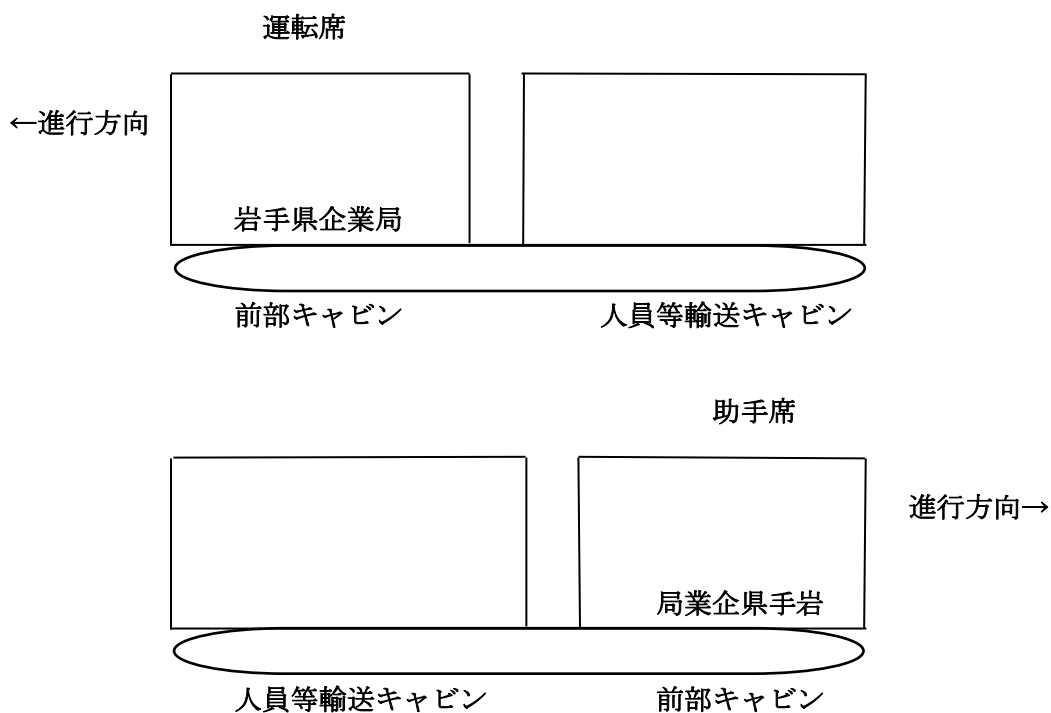
- ウ 燃料タンク容量 150 リットル以上
(燃料:軽油) メインタンクのみとし、サブタンク等は不要である。
- エ 排ガス規制 EU Stage4 又は Tier 4f とする。
- (3) 転輪 駆動輪(スプロケットホイール)を除いた転輪は、全軸ノーパンクタイヤであること。
また、片側5輪以上の転輪を有すること。
- (4) 電気系
 - ア 定格電圧 メーカー標準とする。
 - イ オルタネーター メーカー標準とする。
 - ウ バッテリー メーカー標準とする。
- (5) 前部キャビン
 - ア 構造
 - (ア) 万が一車体が転倒した場合であっても、乗員の安全が確保できる強度を有すること。
 - (イ) 左右に乗降可能なドアを有していること。
 - イ 乗車人員
 - 独立した2名分以上の座席を有し、個々にシートベルトを有していること。
 - ウ 操行装置
 - 円形または半円形ハンドル式であって操作が容易であること。
 - エ キャビン天井部に脱出用ハッチを有すること。
 - オ ウィンドウ及びサイドミラー
 - 曇りや凍結を防止し、視界を確保する機能を有すること。
 - カ 前部ワイパー機構
 - 低温時に凍結を防止し、視界を確保する機能を有すること。
 - キ 前部及び後部作業灯を有すること。
 - ク ラジオ放送を受信できること。
- (6) 前部作業機
 - 作業機の動作は、運転席からの操作により12方向に操作が可能であって、強固な構造であること。
- (7) 人員等輸送用キャビン ※バスシートタイプ4席(各補助席付/合計8席)
 - ア 構造
 - (ア) 人員等輸送用キャビンは、構造上、前部キャビンと別れていること。
 - (イ) 万が一車体が転倒した場合であっても、乗員の安全が確保できる強度を有すること。
 - (ウ) 乗降可能なドアを有していること。

- イ 乗車人員は8名以上の座席を有し、個々にシートベルトを有していること。
- ウ 乗降用はしごを有すること。
- エ 暖房設備を有すること。
- オ 室内照明を有すること。
- カ 前部キャビンと双方向通話ができる設備を有すること。
- キ キャビン後部に作業灯を有すること。
- ク キャビン後部にバックカメラを有し、後進の際に運転席のモニタにより後方確認ができること。
- ケ 人員等輸送用キャビンは、取り外し、取り付けができる構造であること。

(8) 塗装

- ア 前部キャビン、人員等輸送用キャビンともにメーカー標準色とする。
- イ 前部キャビン運転席側、助手席側外面に「岩手県企業局」を表記すること。

* 略図



(9) その他

- 標準工具一式を付属していること。

6 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能について検査を行う。

ただし、本仕様書で定めた車両重量については、その内訳が判る資料により検査を行う。検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

7 保証

納入後1年以内に、設計製作上の欠陥に起因する故障及び不具合が発生した場合には、受注者は無償で修理を行うものとする。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1年以上に渡る場合には、それを適用するものとする。

なお、特に重大な故障が発生した場合は、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることができるものとする。

8 その他の事項

(1) 車両は、令和8～9年度製造の新車とし、これを証明する書類を提出すること。または、輸入通関証明書を示すこと。詳細な取扱説明書(日本語)及びパーツリスト等の図書を付属すること。

(2) 車検取得および納入場所までの輸送については、受注者の負担とすること。

(3) 納入後、使用開始までに、当局の運転者等に対して、基本的な運転操作及び日常の点検整備指導を行うこと。詳細は打ち合わせによる。

(4) 県内に、購入した雪上車の保守を行う拠点または、保守サービス等の提携を行っている修理業者を有し、補修部品の調達等も含め迅速に故障対応等が行える体制を敷いていること。

(5) 本仕様書に定めがない事項でも、受注者が公表している仕様及び製作上当然必要なことは、これを実施するものとする。

また、法令その他の事情により、仕様変更を要する場合又は疑義が生じた場合には、受注者と発注者が協議の上、仕様の変更をすること。

(6) 自賠責保険料は発注者が別途支払うものとする。それ以外の登録及び納車費用は購入価格にすべて含むものとする。

(7) 一部公道を走行することから、発注者を名義とする自動車検査証の交付を受けること。